

作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準
として環境大臣の定める基準の設定について
報 告

平成 1 5 年 2 月 2 6 日

中央環境審議会土壌農薬部会
農 薬 専 門 委 員 会

1 次の表の第1欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イの環境大臣の定める基準については、同表第2欄に掲げる農作物等にそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて含有されてはならないとすることが適当である。

第1欄	第2欄	第3欄
4 - クロルフェノキシ酢酸	第一大粒果実類 第二果菜類	0.1 ppm 0.1 ppm
2, 3 - ジシアノ - 1, 4 - ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)	みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第一葉菜類 第二葉菜類 根・茎類	0.5 ppm 5 ppm 0.2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm
(RS) - S - sec - ブチル O - エチル 2 - オキソ - 1, 3 - チアゾリジン - 3 - イルホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)	第一大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 第二葉菜類 根・茎類 鱗茎類 いも類 大豆以外の豆類	0.5 ppm 0.05 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 0.05 ppm 0.03 ppm 0.02 ppm
(RS) - 1 - p - クロロフェニル - 4, 4 - ジメチル - 3 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) ペンタン - 3 - オール (別名テブコナゾール)	第二大粒果実類 第二葉菜類 てんさい 茶	1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 2.5 ppm
S, S - ジ - sec - ブチル O - エチル ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	第一大粒果実類 第二果菜類 だいこんの葉 根・茎類 にんにく いも類	0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm
N - tert - ブチル - N - (3 - メトキシ - o - トルオイル) - 3, 5 - キシロヒドラジド (別名メトキシフェノジド)	米 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類	0.1 ppm 2 ppm 2 ppm 5 ppm

	第二果菜類 第一葉菜類 第二葉菜類 大豆 てんさい 茶	2 p p m 1 p p m 1 0 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 2 0 p p m
4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチル - N - [4 - (p - トリルオキシ) ベンジル] ピラゾール - 5 - カルボキサミド (別名トルフェンピラド)	みかん みかん以外のかんきつ類 すいか 西洋なし 日本なし 第二果菜類 第一葉菜類 だいこんの葉 だいこんの根 茶	0 . 2 p p m 3 p p m 0 . 1 p p m 2 p p m 2 p p m 2 p p m 0 . 5 p p m 1 0 p p m 0 . 2 p p m 1 5 p p m
(E) - 1 - (2 - クロロ - 1 , 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 3 - メチル - 2 - ニトログアニジン (別名クロチアニジン)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第二葉菜類 根・茎類 いも類 てんさい 茶	0 . 5 p p m 1 p p m 2 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 5 p p m 2 p p m 5 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 5 0 p p m
3 - クロロ - 4 , 4 - ジメチル - 1 , 2 , 3 - チアジアゾール - 5 - カルボキサニリド (別名チアジニル)	米	1 p p m
プロピル (1 R S , 2 S R) - (3 - オキソ - 2 - ペンチルシクロペンチル) アセタートを 1 0 ± 2 % 含むプロピル (1 R S , 2 R S) - (3 - オキソ - 2 - ペンチルシクロペンチル) アセタート (別名プロヒドロジャスモン)	第二大粒果実類	0 . 1 p p m

2 次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第4号の環境大臣の定める基準については、水田の水中における150日間における平均濃度が同表の基準値の欄に掲げる濃度を超えてはならないとすることが適当である。

農 薬 の 成 分	基 準 値
3 - クロロ - 4 , 4 - ジメチル - 1 , 2 , 3 - チアジアゾール - 5 - カルボキサニド (別名チアジニル)	1 m g / L